

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正
する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「640,000円」を「630,000円」に、「580,000円」を「570,000円」に、「550,000円」を「540,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

提案理由

議長、副議長及び議員の報酬月額を改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(議員報酬の額) 第 2 条 市議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>630,000円</u> 副議長 月額 <u>570,000円</u> 議員 月額 <u>540,000円</u>	(議員報酬の額) 第 2 条 市議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>640,000円</u> 副議長 月額 <u>580,000円</u> 議員 月額 <u>550,000円</u>